

西東京市教育計画策定懇談会傍聴要領

第1 趣旨

この要領は、西東京市教育計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴人の定員

懇談会の傍聴人の定員は、5人とする。

第3 傍聴人の決定

懇談会を傍聴しようとする者は、西東京市教育計画策定懇談会傍聴届に住所及び氏名を記入の上、懇談会の会場に配置する教育委員会の職員（以下「職員」という。）に提出しなければならない。

2 傍聴人は、懇談会の開催予定時刻の10分前から先着順で決する。ただし、懇談会の開催予定時刻の10分前における傍聴希望者が第2で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

第4 傍聴席に入ることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 困り器その他の危険物を所持している者
- (2) 懇談会の妨害となる器物等を携帯している者
- (3) 酒気を帶びていると認められる者
- (4) テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者
- (5) その他懇談会を妨害するおそれがあると認められる者

第5 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 懇談会における委員の発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等懇談会の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) その他懇談会の秩序を乱し、又は懇談会の妨害になるような行為をしないこと。

第6 職員の指示

傍聴人は、傍聴する際に職員の指示に従わなければならぬ。

第7 傍聴人の退場

傍聴人は、懇談会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

第8 違反に対する措置

傍聴人がこの要領に違反するときは、座長（西東京市教育計画策定懇談会設置要綱第5第1項に規定する座長をいう。以下同じ。）はこれを制止し、

その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第9 その他

この要領に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、座長が別に定める。

年　　月　　日

西東京市教育計画策定懇談会傍聴届

西東京市教育計画策定懇談会傍聴要領第3第1項の規定に基づき、下記のとおり届けます。

記

住　　所

氏　　名
